

広島県選挙管理委員会告示第九号

令和三年四月二十五日執行予定の参議院広島県選出議員(再選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、同項に規定する選挙時登録の基準日を、次のとおり定める。)

令和三年二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国政道明

選挙時登録の基準日 令和三年四月七日